

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第12条の3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、同第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第5条第1項第3号～第5号（許可の基準）、同第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）、同第12条の3（受診命令）、同第30条（権限の委任） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第46条（権限の委任）
処 分 基 準： 法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は同第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号～第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：